

議 事 の 経 過

一、議長（秋田谷和文） ただいまの出席議員は十人であります。定足数に達しておりますので、会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

一、議長（秋田谷和文） 日程第五、一般質問を行います。お手元に配布しております一般質問通告者表により、順次、質問を許します。なお、皆様に申し上げます。最初七人の一般通告申込者がございましたが、通告が文書によるものでありませんでしたので、一般質問を不許可とした経緯があったことを申し述べます。

それでは、一番、三浦道広議員に質問を許しますが、質問は一問一答方式といたします。まず、一項目めの質問を許します。

一番、三浦議員。

【三浦道広議員 登壇】

一、一番（三浦道広） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」の声あり）議長の通告に従って、質問させていただきます。除雪作業についてですが、降雪時の役場庁舎、小中学校、大鰐病院等、町関連の施設の各駐車場や歩道、庁舎及び小学校近辺の道路の除雪作業について伺いたいと思います。現在は路線の除雪と一緒に除雪作業が組みられていると思われます。雪道の利用者の安全確保の観点から降雪時ごとに除雪作業が望ましいと思われます。路線の除雪から切り離し、降雪時ごとに駐車場およびその近辺、歩道などの除雪ができないものか伺いたいと思います。

それと町直営の除雪隊の体制について、町の直営の除雪を見ると、請負業者が除雪者一台で行っているのと同等の作業を複数台行っている作業が多々見られる。タイヤショベルとロータリー除雪車を分けて単車での作業が可能であると思うが今後の体制について伺いたいと思います。

【三浦道広議員 降壇】

一、議長（秋田谷和文） 町長。

【町長 山田年伸 登壇】

一、町長（山田年伸） 皆さんおはようございます。（「おはようございます」の声あり） それでは、三浦議員の御質問にお答えいたします。

今冬の除雪作業は、数年に一度の大寒波・大雪など、計画的な除雪作業を進めていくことが難しい状況でありました。また日中の降雪が少なく、夜間から明け方にかけての降雪が多い年となり、特に道路除雪につきましては、町民の皆様にご迷惑をお掛けしたことを、心からお詫び申し上げます。一点目ですが、現在、学校・公共施設などの除雪作業については、道路除雪と連動し出動しております。しかしながら、今年のような深夜の降雪では除雪作業が困難なため、学校・公共施設などにも除雪が入らない状態であります。そこで議員御指摘のとおり、学校・公共施設等の除雪体制の切り離しについては、町民が利用しやすく、不便を感じさせないためにも除雪体制を見直していきたいと考えております。

二点目ですが、現在、本町の直営除雪は、虹の大橋から居士集落までの幹線道路・宿川原大橋・大鰐中学校などの作業を行っております。そこで議員仰せのタイヤショベルとロータリー除雪車との連携除雪については、以前から道路部分の拡幅除雪の必要性から実施しているところであります。歩道や橋梁部分などにも置き雪を極力少なくする取り組みを行っているため、常時出動傾向にあり、今後も更なるロータリー除雪車の効率的・効果的な運用に努めてまいります。

【町長 山田年伸 降壇】

一、議長（秋田谷和文） 一番、三浦議員。

【三浦道広議員 登壇】

一、一番（三浦道広） 来年の除雪、期待したいと思います。続きまして二つ目の質問をしたいと思います。学童保育への通所についてですが、現在の学童保育が行われている場所が福祉センターであり小学校から通るルートにもよりますが、大体約一・六キロほどと、低学年の児童には遠いと思われます。また道路幅の狭い箇所もあり、冬期間の雪道では危険と隣合わせにあると思います。

児童安全の確保のために送迎バスの再考をお願いしたい。

それともう一点、病児保育についてですが、子育て世代への各種給付金が出ているが、それと合わせて病気の子どもを預かってくれる施設が大事だと考えます。現在の家族構成を考えると核家族化が進み、夫婦共働きで子どもが病気の時に親御さんどちらかが休みをとって面倒を見るのが多数だと思われます。これではせっかくの給付金が生活費に消えてしまう世帯も多々あると思われます。子どものための給付金を子どもに使えるようにするために病児保育施設などの開設の考えはあるのかお聞きします。

【三浦道広議員 降壇】

一、議長（秋田谷和文） 町長。

【町長 山田年伸 登壇】

一、町長（山田年伸） それでは、学童保育及び病児保育についてお答えいたします。

一点目ですが、小学校が統合した当初は、スポーツバスを使って福祉センターへ送迎しておりました。福祉センターは、徒歩圏内の場所でありましたが、特例で送迎を実施したものです。しかし、放課後児童クラブへ通っていない児童が利用したことや、徒歩圏内の保護者から批判が出るなど様々な問題が発生したため、一年足らずで中止しております。送迎を再開しても、同じような問題が発生する可能性が高いと思われます。また、子供たちが歩くということは、健康面はもちろん、精神面や脳の発達など、様々なメリットがあります。子供を取り巻く環境や生活習慣の変化などにより、歩く機会が減っている今だからこそ、歩かせるという選択肢もあると考えております。しかしながら、子供たちの安全が第一でありますので、この件に関しては、小学校や社会福祉協議会、地区住民の方々と、引き続き協議してまいりますので、御理解をお願いいたします。

二点目ですが、本町には、病児保育を実施している施設はありませんが、弘前市において、病児対応型が一箇所、病後児対応型が二箇所あり、大鰐町民も利用できます。令和三年度、利用の登録をした方が五名おりましたが、実際に利用した方はおりませんでした。病児保育の実施には様々な要件があり、専用スペースや、看護師及び保育士の配置、医療機関との連携などが必要となり

ます。町としては、利用者が非常に少ないため、弘前市の事業の周知を図ってまいりたいと考えております。

【町長 山田年伸 降壇】

一、議長（秋田谷和文） 一番、三浦議員。

【三浦道広議員 登壇】

一、一番（三浦道広） 冬期間だけでも通所のためのバスをお願いしたいと思います。再度改めて。

質問三番目、町民農園の再開と町民農園問題について。先般三年半に及ぶ町民農園問題が訴訟判決により解決しました。農園を借りていた町民の方数名から、町民農園再開をお願いされています。町民農園再開の予定はあるのかお聞きしたい。

二点目に、町民農園問題についてですが、解決に三年半を費やした町民農園問題。多額の税金が使われたこの一件を町民皆さんがわかるようにお知らせするべきだと思います。その際に時系列でもよいので町民の方がこの問題の内容を正確にわかるように、そしてこの問題になぜこれほど時間がかかったのか。また掛かった費用を算出できる分、すべての費用を町民誰もがみられるように町の広報で知らせるべきだと思いますが、町長の見解をお聞きしたい。

【三浦道広議員 降壇】

一、議長（秋田谷和文） 町長。

【町長 山田年伸 登壇】

一、町長（山田年伸） それでは、町民農園再開及び町民農園問題についてお答えいたします。一点目の町民農園の再開についてですが、先般、県農地行政担当課と今後の町民農園の農地是正計画について協議したところであります。まず、既存の町民農園区域内に来園者の駐車場を整地するため、農地法による一部転用許可が必要であり、その申請を三月下旬の町農業委員会総会に付議し、県へ送達した後、五月中旬頃の県知事許可を想定しております。許可後において、駐車場整地に着手し、完了の見込みを五月末頃から六月上旬と見込んでおり、町民農園の再開についてはそれ以降と考えているところであります。

二点目の町民農園問題の町民への周知についてですが、議会の百条委員会調査報告書にも記載のとおり、問題の根本は令和元年八月、町のガバナンス意識、連携不足が招いた事案であります。令和三年十月、原告から損害賠償請求の訴状が送達されて以来、ようやく先月二月十日、判決が確定したところであります。その過程において、事案の概要、裁判費用の発生、遅延損害金等、町が負担する金額の比較を含めて、時系列として整理し、広報等で公表したいと考えております。

【町長 山田年伸 降壇】

一、議長（秋田谷和文） 一番、三浦議員。

一、一番（三浦道広） 一番、三浦これで質問を終わります。

一、議長（秋田谷和文） 三浦議員、よく聞き取れなかったのですが終わりですね。

（「はい」の声あり）

一、議長（秋田谷和文） 以上をもって、三浦道広議員の質問は終了いたしました。

一、議長（秋田谷和文） 次に、二番、藤田賀津彦議員に質問を許しますが、質問は一問一答方式といたします。まず、一項目めの質問を許します。

二番、藤田議員。

【藤田賀津彦議員 登壇】

一、二番（藤田賀津彦） おはようございます。（「おはようございます」の声あり）通告に従いまして、質問させていただきます。まず一点目、インバウンド集客対策、町内のWi-Fi、キャッシュレス整備の進捗についてでございます。

日本政府観光局（JNTO）は二〇三〇年度インバウンド集客目標を六千万人に掲げ、それに伴い観光庁は地方の積極的な観光開発、磨き上げに大きな助成金を充てながらバックアップ体制を取っています。特に近々の情報では地方への送客に注力をするということでございます。二〇一九年度、青森県のインバウンド集客は約三十四万人。その中で当町には七千名弱だと思います。大

鰯には豊富な観光素材、文化財があるにもかかわらず近隣自治体からインバウンド対策が遅れている様に感じますが、今後インバウンド集客にどのような対策を取っていくのか、W i - F i、キャッシュレス整備も併せてお聞かせください。

【藤田賀津彦議員 降壇】

一、議長（秋田谷和文） 町長。

【町長 山田年伸 登壇】

一、町長（山田年伸） それでは、藤田議員の御質問にお答えいたします。まず、これまでのインバウンド対策として、コロナ前ではありますが、四カ国語版の観光パンフレット製作、町内の看板整備を実施いたしました。また、令和元年度より、町内事業者が行う観光客の受入環境整備等に対する支援を行い、インバウンド対応の取組も対象としております。四年間で支援した取組のうち、W i - F i 整備は一件、キャッシュレス整備は五件となっております。また、施設ホームページの多言語化については二件となっております。そして現在、津軽圏域十四市町村で構成されるクランピオニー津軽と連携し、外国人観光客向けの仕掛けづくりに関する事業を展開しているところであります。町の潜在能力を最大限に発揮し、そして圏域が一体となって地域の魅力を発揮・P R できるよう、様々な取組を推進してまいります。

【町長 山田年伸 降壇】

一、議長（秋田谷和文） 二番、藤田議員。

【藤田賀津彦議員 登壇】

一、二番（藤田賀津彦） 御答弁ありがとうございました。次の質問に移ります。大鰯町廃校施設の利用について。町内のスポーツクラブは町内の屋内運動施設不足により弘前市や五所川原市の施設を利用し指導者、生徒、父兄に大きな負担がかかっています。昨年まで旧大鰯第二小学校が利用でき、その後、施設の点検でバスケットボールの器具に落下の危険があるということで使えないということですが、修繕費予算を組み、子供達の運動環境を整備できないでしょうか。御答弁願います。

【藤田賀津彦議員 降壇】

一、議長（秋田谷和文） 町長。

【町長 山田年伸 登壇】

一、町長（山田年伸） それでは、大鰐町廃校施設の利用についてお答えいたします。

町内の屋内運動施設は、御承知のとおり、現在は小中学校の体育館となっております。学校開放事業により、事前の手続きで利用できる仕組みとなっておりますが、学校側で利用する場合や各利用団体で時間が重なった場合などは、ほかの施設を利用させていただく必要がありますので、御理解くださるようお願いいたします。議員御指摘のとおり、旧大鰐第二小学校の体育館を利用するには安全対策が必要となっております。また、これまでも旧大鰐第二小学校の利用方法について、検討しているところでありますが、用途に応じて多額の費用も見込まれていることや、校舎・体育館が一体となった施設のため、施設管理面での課題もあることから、具体案を示せておりません。体育施設としての利用も含め、安全・安心を第一として活用したい思いはありますので、これらのクリアすべき課題を総合的に勘案した上で、早めに方針をお示しできるよう努力してまいります。

【町長 山田年伸 降壇】

一、議長（秋田谷和文） 二番、藤田議員。

【藤田賀津彦議員 登壇】

一、二番（藤田賀津彦） 御答弁ありがとうございます。次の質問に移ります。

次年度のおおわに冬季観光キャンペーンについて。昨年、今年度とおおわに冬季観光キャンペーンを行いスキー客は大きく増加していると思います。宿泊施設、入浴施設、町内飲食店や商店の活性化に繋がっていると聞いていますが、来年度はどうされるのでしょうか。御答弁願います。

【藤田賀津彦議員 降壇】

一、議長（秋田谷和文） 町長。

【町長 山田年伸 登壇】

一、議長（秋田谷和文） それでは、次年度おおわに冬季観光キャンペーンについてお答えいたします。おおわに冬季観光キャンペーンは令和二年度からスタートし、今年度三年目の事業として継続してまいりました。本事業の本来の目的は、コロナの影響により落ち込んだ町内の観光需要の早期回復と地域経済の活性化を図ることであり、スキー人気が低迷する中、そしてコロナによる外出控えがなかなか解消されない中で、町内の地域経済活性化に一定の効果を示し、ある程度目的が達成されたものと考えております。よって、五年度については事業を一部縮小し、町内宿泊施設に宿泊された方へのリフト一日券の配布、鱈 come でリフト券を提示された方への入浴料割引のみを行う予定であります。なお、今年度まで活用しておりましたコロナ交付金につきましては、来年度の交付が見込めない状況であることから、「ワンコインデー」については実施いたしません。今後も国・県などの補助金の動向を注視してまいりますので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【町長 山田年伸 降壇】

再質問

一、議長（秋田谷和文） 二番、藤田議員。

【藤田賀津彦議員 登壇】

一、二番（藤田賀津彦） 御答弁ありがとうございます。二〇二六年度には冬季国民体育大会が開催され、スキースノーボード人口を増やしていくチャンスでございます。地域の子どもたちへのスキーの楽しみを伝えていくためにも、ぜひワンコインの継続をお願いしたいと思います。これで私の質問は終わります。

一、議長（秋田谷和文） 藤田議員、再質問の場合は自席で御起立の上、質問して結構でございますので、次回から。

町長。

一、町長（山田年伸） ワンコインの要望であります。まず本年度の予算計上の中で大変苦慮したところではありますが、国・県の補助金などの動向を見ながら、町に有利なそういう補助金あった場合は臨時議会などで補正予算を組みながら対応したいと考えておりますので御理解いただければと思います。

一、議長（秋田谷和文） 以上をもって、藤田賀津彦議員の質問は終了いたしました。

一、議長（秋田谷和文） 次に、四番、山谷博子議員に質問を許しますが、質問は一問一答方式といたします。まず、一項目めの質問を許します。

四番、山谷議員。

【山谷博子議員 登壇】

一、四番（山谷博子） それでは、私からは二つの質問がございます。まず項目一として、学校給食での食育の取り組みについてお聞きいたします。地産地消を取り入れて食育の推進を図り、「安心・おいしい・大鰐町の給食」を目指していると思います。「食べることは生きること」ですから、食育は重要なテーマです。そこで地産地消の大鰐ブランドを、学校給食でどのように活かして推進しているのか、町のお考えをお示してください。

【山谷博子議員 降壇】

一、議長（秋田谷和文） 教育長。

【教育長 前田了二 登壇】

一、教育長（前田了二） 山谷議員の御質問にお答えします。子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるものであります。それを踏まえて、児童生徒の健全な心身の発達に資する栄養摂取に配慮した学校給食を提供しております。学校給食での地産地消の推進についてであります。本町の生産者からの特産品として、大鰐温泉もやし、りんご、きゅうり、しいたけ、みそ、米等を食材として使用してお

ります。大鰐温泉もやしは月三から四回、もやし炒めや、みそ・醤油ラーメンで提供しており、子どもたちには好評と聞いております。また、年二回実施している豪華給食デーでは、大鰐産のシャモロックを使用した、カレーや大鰐温泉もやし入りせんべい汁を提供しております。更に、大鰐産品や県産品については、「給食だより」や「給食時の校内放送」などで子どもたちに紹介しております。今後も学校給食では、地産地消を意識した献立の工夫や児童生徒への意識づけを図る取組みを実施し、「安心、おいしい、大鰐町の学校給食」の実現へ向けて、努力してまいります。

【教育長 前田了二 降壇】

再質問

一、議長（秋田谷和文） 四番、山谷議員。

一、四番（山谷博子） 御答弁ありがとうございました。子どもたちが口にするものですから、それが健康に直接繋がるわけですから食育はとても大切なものと思っていました。青森県の平均寿命が男女ともに最下位で原因はたばこですとか、塩分の問題ですとかいろいろな問題があると思いますけれども、健康を考えた時にどうしても食生活が軽んじてしまっているのかなという気がしています。食育には声をあげていくべきだと思っています。今は生活様式が多様化して働く親御さんが多いので、メニューの栄養のバランスの偏りとか、あとは核家族で、一人でご飯を食べてる子どもさんとか心配されます。家庭の味とか地域の食文化が継承されなくなっています。もはや個人の努力、家庭だけでは健全な食生活をするのは難しい時代であると思っています。そういう意味で学校給食が担う役割は大きいと思いましたので、今回質問させていただきました。学校給食の給食だよりも前回拝見したんですけれども、けの汁ですとか食文化の継承は伝えていくべきですし、地場の食品である大鰐もやしを使った人参の子和えとか、いろいろメニューも工夫されているということを拝見していました。学校給食での食育の配慮は素晴らしいと思っています。

次に、質問なんですけれども、物価も上がっているので材料費の調達について老婆心ながら心配しているんですけども、予算書を見ると給食材料費が二千八百四万三千円とありました。食材も高騰しているのに、仕入れも値上がりするのではないかなと心配

しています。材料費の高騰が予想されますけども、仕入れ方法とか栄養バランスとか品質の確保ですとか、これからどのような対策をしていくとお考えでしょうか。

一、議長（秋田谷和文） 教育長。

一、教育長（前田了二） 食材の値上がりが予想されるわけですが、まずは極力、予算内で献立を考えていくということを考えております。ただ場合によっては、関係各課と相談しながら進めていきたいというふうに考えております。

一、議長（秋田谷和文） 四番、山谷議員。

一、四番（山谷博子） ありがとうございます。物価高騰の中、子どもたちの栄養を考えたメニュー作りは大変だと思っています。大鰐町の未来を担う子どもたちのためによりしくお願いいたします。それで最後なんですけれども、今話題になっている有機野菜の学校給食についてお聞きして終わりたいと思うんですけれども、先般黒石市で有機米が給食で提供されていきました。新聞でもテレビでも話題になっていたんですけれども、黒石市では昨年四月から毎月一回提供しているとのことでした。千葉県でも全国で初めて有機野菜を使った給食を出しているところがあったりとか、有機野菜の給食はますます全国的に注目されつつあります。もし大鰐町でも要望があれば、これから有機米の提供ですとか有機野菜を使った学校給食ですとか考えているものでしょうか。お聞きいたします。

一、議長（秋田谷和文） 教育長。

一、教育長（前田了二） お答えいたします。今現在、大鰐町では有機野菜については提供する予定はありません。以上です。

一、議長（秋田谷和文） 四番、山谷議員。

一、四番（山谷博子） ありがとうございます。有機野菜は葉物とか虫食いが多とか虫がついているとか、洗浄がとても難しく大変だという話も聞いておりますし、生産量の確保が難しいということも聞いていました。有機野菜の給食は課題が多いんですけれども、食育の観点から全国的に広がってもいますので、もし町の方からでも要望があればPTAとかお母様から要望があれば、

ぜひ前向きに検討していただけるようお願いいたします。これで一個目の質問は終わります。

一、議長（秋田谷和文） 次に、二項目めの質問を許します。

四番、山谷議員。

【山谷博子議員 登壇】

一、四番（山谷博子） それでは、項目二、六次産業についてお聞きいたします。雇用や所得向上のためなどに六次産業化を積極的に推し進めていると思います。そこで、まず一つ目なんですけども、六次産業化の検討について、今の「第六次大鰐町振興計画」によると、六次産業化など生産加工品導入の検討支援とありましたが、これはどのような取り組みを目指しているのか。

そして二つ目、産学官の取り組みについて。技術や新事業の創出のために取り組んでいる産学官連携の成果と課題について、町のお考えをお示してください。

【山谷博子議員 降壇】

一、議長（秋田谷和文） 町長。

【町長 山田年伸 登壇】

一、町長（山田年伸） それでは、六次産業についてお答えいたします。一点目の六次産業化の検討についてですが、農産物の地産地消と地場製品の消費拡大及び産業の活性化を図るため、平成二十八年度から令和三年度までの計画期間で「大鰐町六次産業化・地産地消推進協議会」を設置したところであります。これまでの取り組みとしては、実践セミナーの開催、先進事例地の視察など、平成二十九年度には商品化された経緯もあります。その後、新型コロナウイルス感染症の影響もあり活動が制限され、計画期間が経過している状況となっております。今後の取り組み方針として、国では「六次産業化」を「農山魚村発イノベーション」へアップデートしており、町では国の補助事業メニューである「山村活性化対策事業」の採択を視野に準備を進めている段階であります。予想される事業としては、協議会の再始動、新規商品の開発、開発・改良商品の販路拡大としており、精通するアドバイザーを交

えながら、生産・加工・販売について総合的かつ一体的な推進を図り、「新たな所得の確保」「農産物等のフードロス」「雇用の創出と地域活性化」「農産物のブランド化」を目指すものであります。

二点目ですが、今後の農地利用のあり方として燃料作物等も考えられるところであり、産学官における新事業の取り組みとして「炭素耕作による炭素循環型社会の実現」を目標に、産学官共創システム、具体的には持続的なバイオマス材料耕作システムを連携して推進するにあたり、昨年九月、町と国立大学法人弘前大学とで協定書を締結しているところであります。成果と課題については、今後の進捗状況により説明する機会があれば報告したいと考えております。

【町長 山田年伸 降壇】

再質問

一、議長（秋田谷和文） 四番、山谷議員。

一、四番（山谷博子） どうもありがとうございました。まず一番目の六次産業の検討についてです。六次産業への期待度が高くて、今までも先輩議員たちから度々質問は出ていると思うんですけども、農業と、かつ産業の活性化が活力ある大鰐。自立した大鰐町になるキーだと思しますので、今新しく協議会も再始動するということでしたので、一刻も早く形にしてもらって町の活性化、あとは自立と稼げる六次産業の確立をお願いしたいと思っております。

次に二つ目の産学官の取り組みについてなんですけれども、今町長からお話しあったようにバイオマスに取り掛かるということで、六次産業化をブランド化するのはとても大変なことだと思って、その辺は承知していました。稼げる産業を実現するには販路の拡大ですとかブランディングをしたりですとか、そういうのを考えた時にやはり産学官の連携なくしてはできないのかなと思っていますので、ぜひこのバイオマスに関しても早期の確立をお願いしたいと思っております。雇用も生まれて所得の向上にもなると思うので、町民の期待度はとても高いのではないかと思います。以上で私の全ての質問は終わります。ありがとうございました。

一、議長（秋田谷和文） 以上をもって、山谷博子議員の質問は終了いたしました。

一、議長（秋田谷和文） 次に、八番、内海繁勝議員に質問を許しますが、質問は一問一答方式といたします。まず、一項目めの質問を許します。

八番、内海議員。

【内海繁勝議員 登壇】

一、八番（内海繁勝） 質問の前に秋田谷議長に申し述べる。あなたも承知のとおり、当初私は五点の質問を通告しております。これに対して議長であるあなたと、議会運営委員長の前田から文章をもって、連名で質問の差し替えを要求してきた。しかし、その根拠を示すとする法律の引用・解釈を間違っており、そのような誤った法手続きに従う必要はどこにもない。しかしあなたの立場を考慮し、通告の字句をかなり手直したことはあなたも承知のとおりである。ただし、町議会議員を親に持つ者が役場職員についた不透明な経緯についての質問は今回に限って引き下げましたが、これは議長からの指示によるものではなく、あくまでも私自身の考えによるものであります。従って、取り下げた質問は日を改めて必ず行うことを承知していただきたい。それでは通告に従い、質問を始めます。

質問の一番、ところで地方自治法の規程により財産区の法人格は「特別地方公共団体」とされ、これに例外はない。そして当該財産区を統轄する管理者はこれも法令で定めており、いわゆる普通地方公共団体、つまり地方自治法の市町村長が財産区の管理者として「財産区を代表する」とされ、財産区は地方自治体首長の指揮管理の下に置かれており、これも法令で規定されているとおりである。また財産区は独自に執行機関を有することが法令で禁じられている。これは要するに財産区において監査員であるとか、あるいは会計係や事務員などを選任することはできないとされ、さらに顧問と称する法定代理人、つまり弁護士であるが、これも法令によりは選任することはできない。前段で述べたとおり財産区には固有の執行機関は存在しない。従って財産区の財産の賃貸契約を含めた管理処分を行う権限は青森県知事の承認を得た市町村長にあり、財産区を代表することとなっている。もし仮に財産

区が被告として民事を提起されたり、あるいは原告として訴訟行為を遂行するのは、あくまでも管理者である市町村長であり、訴訟代理人を委任する権限は市町村長であり、このことも含め、財産区は法令によって様々な制約を受けているという私の指摘について、これに間違いはないのか否か、お答えいただきたい。

今るる述べたことを前提にお聞きいたしますが、実は昨年行われた町議会選挙のおおよそ二カ月程前、宿川原の住民から財産区のことについてぜひお話しを聞いていただきたいとの電話があり、その後日、湯野川原の自宅でお会いし話を聞きました。その訪ねて来た住民の方は三人でありました。その際宿川原財産区に関する資料を持参してきており、それを見せていただきました。この中に「宿川原財産区会規約」と題するものがあり、これには第一条ないし第二十四からなる取り決めが記載されております。これを見ると三名の監査員を置くとの定めがあり、さらに会計一名、庶務一名、顧問弁護士を委嘱するとあります。そして財産区の会長である区長が宿川原財産区を「総理する」と定めています。ところでこの総理という意味は全体をまとめて管理するということである。町長も既に承知のとおり財産区の管理者は市町村長であり、財産区の会長を名乗る者をして、財産区の管理者には法令上において絶対に為し得ない。また宿川原財産区は事前に青森県知事の許可も得ず、さらに管理者である町長を差し置いて、財産の処分を行っております。ところで、知事の許可が必要な財産の処分には、土地や山林原野などの賃貸契約もこれに含まれています。前段で述べたとおり執行機関を有しない宿川原財産区の法令違反は明白である。まず私が上げた「財産区に対する法律上の制約」そして財産区と大鰐町長との法律上の関わりについて述べましたが、これに間違いあるのか否かお答えいただきたい。

さらに詳細な情報と共に、宿川原の財産区の会長であり区長らによる専断かつ不透明な運営手法や金銭上の問題点など、様々な内情もお聞かせいただきました。しかしその解明には同財産区が保存する全ての資料、つまり、契約書、領収書、帳簿、役員会議録、預金通帳など、これらの書類等が必要不可欠であるものの、しかし特段の権限がない私がやることは極限られており、そうすると今述べた関係書類の提出を命じる職務権限は行政にあり、これらの書類を手にした行政が調査の過程で刑事事案に該当するのではと思われる疑念が生じた場合は、その時点で行政は手を引き以後の調査は司直の手に委ねるべきであろうと考えるが、これに

ついて町長の考えをお聞かせいただきたい。ところで今この場でその詳細な内容はあえて控えますが、この件の大筋については、既に黒石警察署刑事課に伝えていることを念のため申し述べておきます。

【内海繫勝議員 降壇】

一、議長（秋田谷和文） 町長。

【町長 山田年伸 登壇】

一、町長（山田年伸） それでは、内海議員の質問にお答えいたします。一項目めですが、宿川原地区の財産区内において、財産区議員の選任や監査委員の委嘱、顧問との契約などがされていたことは全く承知しておりません。

【町長 山田年伸 降壇】

再質問

一、議長（秋田谷和文） 八番、内海議員。

一、八番（内海繫勝） 再質問なし。議長にちょっとお願いしたいんですけども、コップに水用意していただけませんかね。

一、議長（秋田谷和文） その下にあります。

八番、内海議員。

【内海繫勝議員 登壇】

一、八番（内海繫勝） それでは質問の二番、この質問は前項の一番目の質問と重なる部分があることをあらかじめ申し上げておきます。ところで、地方議員の兼職を禁じた法律「地方自治法第九十二条第二項」には次のような定めがあります。普通地方公共団体の議員は、特別地方公共団体である財産区の議員を兼ねることはできないとされ、特別地方公共団体である財産区の議員もこれに含まれるということである。ところでこの法令の解釈について逐条地方自治法で次のように解説し、司法もこれと同じように判示しています。ところでこの法律でいうところの「兼ねることができない」とは、同時に両方の身分を有することができないとい

うことであり既に公共団体の議員の職に就いているものは、その職を辞しない限り、新たにほかの公共団体の議員の職に就任することはできない、というのがこの法律の主旨である。

ところで宿川原財産区の規約の第六条には、監査員、会計、庶務、顧問弁護士は「宿川原財産区議会」の承諾を得て区長がこれを委嘱するとあり、さらに同規約の第五条では、「宿川原財産区会議員」は八名以内を選出する、とこのように規定しています。これを見ると宿川原財産区には少なくとも八名を超えない「財産区議会議員」がおり、そして宿川原財産区の会長を名乗る前田一裕氏も当該財産区の議員ということである。そして公職選挙法第百三条第二項によると、普通地方公共団体の議会選挙において、当選の告知を受けた者は、その告知を受けた日の翌日を起算日とし、五日以内に選挙管理委員会にその職を辞した旨の届をしなければならぬとし、この届をしない時は当選を失うと定めています。念のため申し添えますが蔵館財産区、そして大鰐財産区それぞれは、宿川原財産区と全く違う財産区管理会であり、これに所属する方々は兼職に当たらない財産区管理委員であり、宿川原財産区の議会議員とはおかれている立場には大きな違いがあり、この点が極めて重要なことでもあります。

そこで大鰐町選挙管理委員長にお聞き致しますが、昨年行われた大鰐町議会選挙の当選告知日は十二月四日の翌日の同月五日を期日として、兼職にあたる者が退職届を提出する期限は十二月十日であります。そうすると町議会議員選挙で当選した宿川原財産区議会議員である前田一裕氏から、当該財産区議会議員の退職届が出されているのかお答えいただきたい。もし仮にその手続きが行われていないのであれば、前段で述べたとおり公職選挙法第百三条第二項に違反することは明らかである。そうするとこの法律の条文が明確に示しているとおおり、退職届を提出しない前田氏は当選を失い、大鰐町議会議員の資格はないということになります。

これについて何人からも当選の無効の異議申し立てが無かったとしても、しかし事実を知った大鰐町選挙管理委員会は、当該人前田氏に対して、改めて当選無効の通達は法律上でき得るものと考えますが、この指摘に対して差し障りのない範囲でお答えいただきたい。いずれにしても本来であれば、前田氏本人が自らの意志で自発的に町議員職を辞すのが、今後の方手続きによらず、選管や町行政、そして町議会あるいはまた裁判所などの混乱を避けるためはもとより、何よりも本人にとっても大事なことと考えます。

しかし本人が法に逆らい、頑なに辞職を拒否し、その椅子に居座り続けるとなればそうすると前田氏に対して法律上極めて厳しいその選択肢はいろいろ考えられますが、その法手続きの一貫として、地方自治法第二百二十七条に基づき町議会が行え得る法手続きに「議員資格調査特別委員会」があり、この場で兼職議員の前田一裕氏に対して、その職を失わせしめる決定を下すことができるのであり、決定されたその日をもって直ちにその職を失うことが前記の法律第二百二十七条で示しているとおりであります。またこの特別委員会の場で当該人前田氏は意見を述べることはできるものの、しかし委員会の裁決には加わることはできず、決定に異論を差し挟むことはこれも法律上できない。これに対して当該人前田氏は、この決定に異議がある場合は、取り得る手段として、甚だ余計なお世話かも知れませんが、確たる証拠を添えて裁判所に対して地位保全の訴訟を提起することが寛容であろうと考えるが、これについて選挙管理委員長と財産区を所管する町の吏員から考えをお聞きしたい。

【内海繁勝議員 降壇】

一、議長（秋田谷和文） 選管委員長。

【選挙管理委員長 菊池信雄 登壇】

一、選挙管理委員会委員長（菊池信雄） 議員の御質問にお答えいたします。先般の町議会議員一般選挙において、当選後五日以内に議員と兼ねることのできない職を辞した旨の届出をした者はありませんでした。また、本件を対象とした異議の申出もなかったことから、「当選人」から「議員」としての身分になっており、以後は議員資格の問題であろうかと思っております。よって、すでに選挙管理委員会の所管ではないものと認識しております。

【選挙管理委員長 菊池信雄 降壇】

一、議長（秋田谷和文） 再質問ありますか。

（「質問なし」の声あり）

一、議長（秋田谷和文） 十一時十分まで休憩いたします。（午前十時五十七分）

一、議長（秋田谷和文） 休憩を取消し、会議を再開いたします。（午前十一時十分）

一、議長（秋田谷和文） 次に、三項目めの質問を許します。

八番、内海議員。

【内海繁勝議員 登壇】

一、八番（内海繁勝） 質問の三番、この質問は昨年に行われた町議会選挙の開票結果に関することではありますが、まずその前にご自身で体験された町長選挙に対する思いをお聞かせいただきたい。私が思うに町長選挙の結果が後に行われた町議会選挙の結末を予想できたと考えています。野党議員らに対する非常に強いアゲンストともいえるべき批判風が吹き荒れたものと感じており、野党らの衰退を予想できたと考えています。開票の結果を見て野党と称する議員全員が劇的に票を落とすのみならず、野党議員の中から落選する者も出るだろうと予想をしていましたが、図らずもその結末は願ってもないこととなり、野党らの凋落は全く予想のとおりであった。これは町議選に先んじて行われた町長選挙の結果を見て私のみならず、ある町民の方が言っていたことが今も強く印象に残っています。この方が言うには「町長選挙で評判の悪い対抗馬についての野党の議員らは、町議選で評価を下げ大きく票を減らすことになるのは間違いないだろう」という話でありました。いつも下位が指定席で前回落選したお前でも、これだけ評判悪い野党相手にチャンスだから挑戦してみろと煽てられ、結果は四年前に比べわずか二十票を減らしてすべり込み当選いたしました。

ところで町長選で現職の山田氏に挑んだ役場職員あがりの対立候補の前評判は私も知る限り、さらに町民の誰に聞いても非常に悪く、特に現職の職員の方々やその家族からの不評は想像を越えています。実は町内で商売を営んでいる方から直接聞きましたが、この方が甥の職員に町長選挙で投票先を聞いたところ、役場職員OBには絶対に入れるなということでした。町長選挙では野党と称する六人の現職議員がこぞって支援し、さらに元町長の二川原もこの者の後援会長として名を連ねたことで、恐らく勝利を確信したのであろうが、しかしその予想は見事にはずれ、惨敗大敗した結果を見て、甚だ読みが甘いというしかない。この町長選挙の結末が、その後に行われた町議会選挙に対して尾を引き、大きな影響を与えたことは否定できない。このことについて町長の思い

をお聞かせいただきたい。

ところで町長選挙が始まる前、私は町内に撒いたビラに「人脈もなく政治にも全く素人同然、降って湧いたその様な者に、果たしてこの大鰐町の町長に就かせてもよいのか」と書きましたが、私が思うにこの零細な一自治体を預かる町長として、何よりも必要不可欠なことは、政治的な人脈にはほかならないと考えます。山田町長は決して口に出さないのはある意味で美德なのか、あるいはあなたの性格なのか分かりませんが、町長も気付いていると思いますが、私の複数の縁者が県庁におり、この者から直に聞いたことは、大鰐町はリゾートがらみの債務を抱え、将来負担率がほかの市町村に比べ非常に高い比率にあり、事業を進めるにしても厳しい制約が課されているのに、山田町長はある国会議員を通して大島さんの口添えで国の支援を引き出して大したものだと述べておりました。正にこれが首長にして必要不可欠な人脈そのものであろう。こんなことも知らない蒙昧な者らが、いくら頭数を揃えても、私に言わせれば烏合の衆でしかない。これらの者たちが何の人脈もなく政治に疎い一介の職員上りを大鰐の町長に押し上げようとする、その考え自体が甚だ浅はかで、荒唐無稽はおろか、軽挙妄動と指摘されても致し方ない。

ところで孔子の論語に「巧言は徳を乱す」とあり、できもしないことを口先が巧みで、信用を得ようとするそんな者には、もともと誠意がなく、秩序を乱し、信頼や徳を傷つけるという意味であるが、これがそのまま当てはまると言いたい。

聞くとところによると、当時この役場内での職員の些細なミスが重なり、その責任の一端をとらされる形で、有無を言わず野党らが町長の給与を大幅に引き下げる前代未聞の条例を強引に通したということが報道されていた。このことに止まらず一事が万事、野党らがすべからず数にものを言わせ、正にやりたい放題、多くの町民にして野党らがやっていることとは、反対のための反対しているとしか見えてこない。これでは町民からクレーム集団と指摘されても当然であり、その野党議員らが選挙で大きく票を減らし、評価を下げたのは正に自明であり、当然のことであろう。今るる述べた私の考えや厳しい指摘、さらに町民の声に対して、町長の思いをお聞かせいただきたい。

いずれにしても己の選挙の結果に対して、未だ何の反省も総括もなく、それでいて肩書きや烏帽子欲は未だに旺盛で、その健在

ぶりには全く呆れるしかない。ことあらば町長の首のすげ替えに虎視眈々、これに血道を上げるこのような資質の議員らが存在する限り、衰退の度を増すこの町のみならず、町民の生活などよくなるわけもなく、町のため町民のために公僕として信じられないほど民度が低い、これらの議員らが今以上に練度を上げ、研鑽を積み重ね、議員としての見識を高めるべきであり、それを怠るようでは全く話にならない。何よりも規範に反し、法条規令を守らず、その反抗的な態度を変えない限り、この町の発展にはただ邪魔なだけで、障害になる存在でしかないと考えますが、これについて町長のお考えをお聞かせいただきたい。

【内海繁勝議員 降壇】

一、議長（秋田谷和文） 町長。

【町長 山田年伸 登壇】

一、町長（山田年伸） それでは、質問の三項目めについてお答えいたします。議員に関しての御指摘につきましては、私の意見は差し控えたいと思いますが、議会の御理解と御協力なくして、地域の課題解決と発展は成し得ないものと思いますので、今後もお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

【町長 山田年伸 降壇】

（「再質問なし」の声あり）

一、議長（秋田谷和文） 次に、四項目めの質問を許します。

八番、内海議員。

【内海繁勝議員 登壇】

一、八番（内海繁勝） 質問の四番、ところで前教育長の再任案を提出するのであれば否決するから取り下げると野党議員が町長に申入れしたと聞き及んでいますがこれは事実なのかお答えいただきたい。

私自身議員としての在任中、公式の場ではありますが前教育長には接してお話しも伺い、また学校関係者や父兄の方々、そして

町民の皆さんから聞く限り、前教育長の木田さんに対する評価はとても高く、再任を妨げるような事情は全くないと考えています。多くの町民から寄せられたお話を聞けば、木田さんは教育行政を何ひとつの落ち度もなく、真摯かつ忠実に実践し、その上自ら進んで雑務を引き受け、また登下校する生徒たちと気さくに挨拶を交わし、その子どもたちからも慕われて、誰に聞いても例外なくその評価が高く人格も秀でた前教育長に対して、まさに徒党を組む野党らがさしたる根拠も示さず、甚だ理不尽にも情け容赦なく首を跳ねた暴挙には町民誰に聞いても非常に激怒し、野党議員のやり方は断じて納得できないし、看過できるわけがないと述べている。一部野党議員のコメントが報道されており、これには「教育長の任期十年は長いから再任できない」という意見が新聞に載っている。しかしそれをいうならば己の任期四十年を棚に上げいうべき言葉ではないだろう。これは俗にいう「問うに落ちず語るに落ちる」まさにこれに当てはまると言うべきであろう。

さらにここぞとばかり町長を責め立てる好機と捉え、職員の些細な手落ちをことさら大きく捉え、まるで下らない案件であるにもかかわらず、多額な経費を要し、いわゆる百条にまで持ち込んで大騒ぎし、しかしその結末はまさにこれが太山鳴動ねずみ一匹の類にしか見えてこない。いずれにしても野党らの騒ぎによって、その結果行政の停滞を招き何よりも貴重な税金と時間を全く無駄に浪費した、いわゆる町民農園のみならず、教育長人事を見る限り数を嵩に徒党を組んだ野党らの野合でしかなく、政争の具と化したのは否定できない。いずれにしてもさしたる理由も示さず教育長の再任を拒絶した野党議員の非常識な行動を端から見る限り、これはそうすると議員として本来あるべき姿、求められている職責職務から完全に逸脱しており、これに対する町民の声を聞けば、「議員としてほかにやることあるだろう」との手厳しい声があるのにもかかわらず、これを根底から無視、野党議員らによる全くくだらない政争ともいうべきで、これによって大鱈行政はもとより、何よりも大多数の大鱈町民や教育関係者を敵に回したあからさまな挑戦であるというべきであろう。何の理念もない野党議員らによる教育長の再任否決であり、騒がすことでもともとありもしない存在を示すことが目的の農園問題でしかない。またこれら野党らの後ろ盾と指摘されても致し方なく、議会の混乱に乗じてあたかも群れをなす野犬の如く山田町長の足下に嘯みつゝ異常な状況を陰でほくそ笑む、いわゆるキングメーカーの薄汚

い姿が見え隠れしてならない。

以上、これら一連の指摘に対して、町長そして新教育長の考えをお聞かせいただきたい。

【内海繁勝議員 降壇】

一、議長（秋田谷和文） 町長。

【町長 山田年伸 登壇】

一、町長（山田年伸） それでは、質問の四項目めですが、前教育長の任期満了に伴う人事案について議会の理解が得られず、結果、教育委員会の責任者の不在期間を作ってしまったことにつきましては、大変申し訳なく思っております。前田教育長には、本町の教育行政の発展と、子供たちの未来を形成するため、熱意と使命感をもって積極的に活動されることを大いに期待するものであります。教育長からも答弁がありますので、よろしく申し上げます。

【町長 山田年伸 降壇】

一、議長（秋田谷和文） 教育長。

【教育長 前田了二 登壇】

一、教育長（前田了二） 内海議員の御質問にお答えします。御指摘の件につきましては、私からお話しできる事はございませんが、昨年十一月二十九日から教育長を拝命いたしましたので、町教育行政の発展に貢献できるよう、教育長の職を全うしたいと考えております。

【教育長 前田了二 降壇】

再質問

一、議長（秋田谷和文） 八番、内海議員。

一、八番（内海繁勝） 町長に聞いていただきたいんですけども、町長は前町長の二川原氏の時代、実はその時の教育長を落選にす

る制度が今と変わって、その時は教育委員会で教育長を選任して、それを町長に答申すると。そして議会の承認を得て首長が決まるっていう法手続きであったんですよ。その時の教育長の任期っていうのが今の三年でなく四年ですね。ところがその当時の教育長の具体的に名前を申し上げれば山内昇さん。この方が教育長四年間任期の中の二年、経過してまだ二年残しているのに、前の二川原町長が辞めてしまえと、こういうことで言ったというんですよ。言ったということが会議録に残ってますから教育委員会の。そうしたらその点言われて、まだ在任中なのに辞めるのは法的に問題があると、教育委員会の議事録に書いてます。だからその前の二川原町長に辞めて欲しいって言うのは無視して、そのまま在任していたらですね、また辞めてくれと言われたっていうことですから、任期を残して辞めたんですよ。このことは私は当時の教育委員長の関係者の方から聞きました。ですから今の教育長の再任はちょっと違うかもしれないですけど、前の町長は私はその事実を知って、議会で質問かけたんですよ。これおかしいんじゃないかと。そうしたら、後日、議会の場で当時二川原町長は疎いこともありましたので、謝罪いたしますということで謝罪したんですよ。

一、議長（秋田谷和文） 内海議員、簡潔にお願いします。

一、八番（内海繫勝） 謝罪しても山内さんが、どうにもならないわけですよ。今のこの事実について町長の感想いただければお願いいたします。

一、議長（秋田谷和文） 町長。

一、町長（山田年伸） 内海さんがいうその時期には私は現職の町会議員でありました。もちろん山内昇前教育長について私たち油川町政時代、与党会として同じ同士仲間でありましたので、いろいろと山内教育長からも私、相談受けまして、任期中は辞める必要ないのではないかという意見は私も申し述べたところであります。その辺辞める時の経緯については御相談なかったのですが、やはり任期というものは決められた任期で、全うするのが当たり前であり、私就任時は前任の教育長言いましたけど、変わればいいですかと相談受けましたけど、当時の中島教育長には任期まで職務を全うしていただきたいという思いを伝えて、中島前教育長

には任期まで勤めてもらいました。以上です。

一、議長（秋田谷和文） 以上をもって、内海繁勝議員の質問は終了いたしました。これで一般質問は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦勞様でございました。

（午前十一時二十八分）